令和6年第2回

長与町議会臨時会会議録

令和6年 4月26日開会 令和6年 4月26日閉会

長 与 町 議 会

令和6年第2回長与町議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日令和6年4月26日本日の会議令和6年4月26日招集場所長 与 町 議 会 議 場

出席議員

1番	下	町	純	子	議員	2	番	堀			真	議員	3番	藤	田	明	美	議員
4番	畄	田	義	晴	議員	5	番	八	木	亮	三	議員	6番	松	林		敏	議員
7番	西	田		健	議員	8	番	浦	Ш	圭	_	議員	9番	中	村	美	穂	議員
10番	安	部		都	議員	1 1	番	金	子		恵	議員	12番	Щ	П	憲	一郎	議員
13番	堤		理	志	議員	1 4	番	竹	中		悟	議員	15番	西	岡	克	之	議員
					->4 I													

16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

 議 会 事 務 局 長 荒 木 秀 一 君
 議 事 課 長 福 本 美也子 君

 係 長 江 口 美和子 君 主
 任 村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君 長 鈴木典秀君 副 町 教 長 金崎良一君 長 青田浩二君 育 総 務 部 住 民 福 祉 部 長 宮崎伸之君 健康保険部長 山本昭彦君 渡部守史君 計 管 理 田中一之君 水 道 局 長 会 者 住民福祉部理事 細田愛二君 教 育 長 宮 司 裕 子 君 次 総 務 荒木 北野靖之君 課 長 隆 君 財 政 課 長 税 務 課 長 和 田 弘 君 福 祉 課 長 川内佳代子君 健康保険課長 森 本 陽 子 君

会議録署名議員

15番 西 岡 克 之 議員 1番 下 町 純 子 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会9時30分閉会10時01分

令和6年第2回長与町議会臨時会 議事日程(第1号)

令和6年4月26日(金) 午前9時30分 開議

	1	十	/J	荆
日程	議案番号	件名	備	考
1	_	議席の指定		
2		会議録署名議員の指名		
3	_	会期の決定		
4		常任委員選任		
5	報告3	長与町監査委員に関する条例及び町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について		
6	報告4	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る専 決処分の報告について		
7	報告 5	長与町水道給水条例及び長与町布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正す る条例に係る専決処分の報告について		
8	3 1	長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること について		
9	3 2	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求 めることについて		
10	3 3	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認 を求めることについて		
1 1	3 4	令和6年度長与町一般会計補正予算(第1号)		
12	発委1	新図書館等複合施設整備に関する調査特別委員会の委員定数の変更 について		
13		特別委員選任		

〇議長(安藤克彦議員)

皆さんおはようございます。会議に先立ちまして、去る4月21日に執行されました 長与町議会議員再選挙におきまして、下町純子議員が当選されております。ここで下町 純子議員に自己紹介をお願いします。

下町純子議員。

〇1番(下町純子議員)

長与町議会議員となりました下町純子でございます。この場に立ちまして責任の重さを感じております。今後は、町民の皆さまの暮らしが少しでもよくなるように努力して まいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(安藤克彦議員)

下町議員のご当選を心からお祝い申し上げますとともに、今後、町民からの負託に応 えるべくご尽力いただきますようお願いいたします。

ただ今から令和6年第2回長与町臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条の規定により、ただ今着席のとおり指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、15番、西岡克之議員、1番、下町純子議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

日程第4、常任委員選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、下町純子議員を総務厚生常任委員会委員、議会広報広聴常任委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、下町純子議員を総務厚生常任委員会委員、議会広報広 聴常任委員会委員に選任することに決定しました。

日程第5、報告3長与町監査委員に関する条例及び町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてから、日程第7、報告5長与町水道給水条例及び長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてまでの3件の発言を許します。

吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

それでは、報告3から報告5につきましては所管より報告させていただきます。

〇議長(安藤克彦議員)

青田総務部長。

〇総務部長 (青田浩二君)

皆さんおはようございます。報告3長与町監査委員に関する条例及び町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご報告いたします。本報告は、地方自治法および地方自治法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年3月29日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。第1条は長与町監査委員に関する条例について、第2条は町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、それぞれ引用する法令条文に条ずれが生じた部分の改正を行うものでございます。なお、附則において施行期日を令和6年4月1日としております。以上で報告を終わります。

〇議長(安藤克彦議員)

山本健康保険部長。

〇健康保険部長(山本昭彦君)

皆さまおはようございます。私から、報告4長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご報告いたします。本報告は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、附則第5条の前2条が削除され、附則第5条が附則第3条に繰り上がったことに伴い、長与町後期高齢者医療に関する条例においても条文の引用を改め、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年3月26日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお附則において、公布の日から施行することとしております。以上報告いたします。

〇議長 (安藤克彦議員)

渡部水道局長。

〇水道局長 (渡部守史君)

皆さんおはようございます。それでは、報告5長与町水道給水条例及び長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして報告いたします。本報告は、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣へ移管されることを受け、水道法および水道法施行規則の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年3月29日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の内容につきまして、第1条の長与町水道給水条例について、第4条、第36条第2項ただし書き、および第39条

第1号中の厚生労働省令を国土交通省令へ、第2条の長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例については、第4条第1項第6号中の厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣へ改めるものです。なお附則において、条例の施行日を令和6年4月1日としております。以上で報告を終わります。

〇議長(安藤克彦議員)

日程第8、議案第31号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから、日程第11、議案第34号令和6年度長与町一般会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題とします。ただ今一括議題としました議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

皆さん改めましておはようございます。提案理由の説明に先立ちまして私の方からもひと言、令和6年4月21日に執行されました長与町長選挙におきまして町民の皆さまからの温かいご支援をいただき、引き続き町政のかじ取り役をさせていただくことになりました。これからも100年安心のまちづくり、幸福度日本一の町の実現を目指し職員と力を合わせまい進してまいりますので、引き続き議会の皆さま方をはじめ、町民皆さま方のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今一括議案となりました議案第31号から第34号につきまして提案 理由を申し上げます。

まず、議案第31号および議案第32号でございます。本議案は、地方税法等の一部 を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、施行期日が4月1日とされたことに 伴い、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月30日に専決処分いたし ましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。今回の税制 改正の主な内容といたしましては、個人住民税につきましては、賃金上昇が物価高に追 い付いていない国民の負担を緩和するための措置として定額減税が行われ、個人住民税 所得割額から納税者の合計所得金額が1,805万円以下の納税者および配偶者を含め た扶養家族1人につき1万円の減税を実施。固定資産税および都市計画税につきまして は、土地の評価額等に対する課税標準額の割合の負担水準の均衡化を促進するため、現 行の負担調整措置等の適用期限を3年延長する改正等が行われておるところでございま す。初めに、議案第31号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め ることにつきまして、第34条の7第1項は寄附金税額控除において公益信託に関する 法律の改正による所得税法の見直しに伴い、規定の整備を行うものでございます。第5 1条は町民税の減免において職権による減免を可能とする規定の追加、第56条は私立 学校法の改正に伴う引用条項の改正、第71条は固定資産税の減免において職権による 減免を可能とする規定の追加、第139条の3は特別土地保有税の減免におきまして職 権による減免を可能とする規定の追加、附則第4条の2は公益法人等に係る規定の整備、

附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を新設するも のでございます。附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控 除の特例におきまして条ずれを整理するものでございます。附則第7条の5から附則第 7条の8については、個人の町民税の定額減税に関する規定を新設するものでございま す。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例におきまし て条ずれを整理し、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について読替規定を追加 するものでございます。附則第10条の2は号ずれを整理し、バイオマス発電設備等に ついてわがまち特例の割合を定める規定等を新設するものでございます。附則第10条 の3は項ずれを整理し、認定長期優良住宅に係る特例におきまして、申告書の提出がな い場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規 定を新設するものでございます。附則第11条から附則第15条につきましては、土地 に係る固定資産税等の減額制度の延長につきましてそれぞれ改正を行うものでございま す。附則第16条の3第3項から附則第20条の3第5項につきましては、特別税額控 除の対象となる所得割の額に関する読替規定をそれぞれ追加するものでございます。な お附則につきましては、第1条では施行期日を、第2条では町民税に関する経過措置を、 第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しておるところでございます。

続きまして、議案第32号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることにつきまして、附則第3項から附則第6項につきましては地方税法の 改正に伴い引用条文の項ずれを改めるものでございます。附則第8項から附則第13項 につきましては、宅地等に対して課する都市計画税の特例に係る期限を令和6年度から 令和8年度までの3年間延長するものでございます。附則第16項は規定の整備を、附 則第17項は項ずれを整備するものでございます。なお附則につきましては、第1項で は施行期日を令和6年4月1日とし、第2項から第4項につきましては経過措置を規定 しておるところでございます。

続きまして、議案第33号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、本議案は地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、施行期日が4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に改めるものでございます。第21条第1項は第2条の課税限度額の引用に係るものでございます。第21条第1項第2号では、5割軽減対象となる世帯の軽減基準所得の算定におきまして、被保険者等の数に乗ずべき金額を29万円から29万5,000円に、同項第3号では2割軽減対象となる世帯の軽減基準所得の算定におきまして、被保険者等の数に乗ずべき金額を53万5,000円から54万5,000円に改め、減額対象となる軽減基準所得金額の引き上げを行うものでございます。なお附則につきましては、第

1項では施行期日を令和6年4月1日とし、第2項では経過措置を規定しておるところでございます。

続きまして、議案第34号令和6年度長与町一般会計補正予算(第1号)につきまし て、本補正予算は、先般閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策、ま た内閣府から発出されました低所得者支援及び定額減税を補足する給付につきまして、 ならびに令和6年度における重点支援地方交付金の取扱い等についての通知等に基づき、 物価高により厳しい状況にある新たな低所得世帯、または定額減税しきれないと見込ま れる方に対し、支援を行うための給付金と事務費を計上するものでございます。本給付 金につきましては速やかに支給するよう国から通知があっておりまして、対象者へ迅速 に支援を届けるため早急に支給事務を開始する必要があることから、急きょ補正予算を お願いするものでございます。事業の概要につきまして説明を申し上げます。令和6年 に入手可能な課税情報等を基に、新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税とな る世帯に対し1世帯当たり10万円を支給するもの、また当該世帯に18歳以下の児童 がいる場合には児童1人当たり5万円を加算して支給するもの、ならびに所得税や住民 税所得割の納税者であっても、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額、または令和 6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、その差額の合計額を基礎として1万円 単位で切り上げた額を支給するものでございます。予算書の1ページをお開きください。 今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億8,973万6,000円を追加 いたしまして、補正後の総額を152億5,944万2,000円とするものでございま す。補正の内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正によりご説明 を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、先ほど説明いたしました給付金および事 務費に対する歳入としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計 上しておるところでございます。

続きまして、3ページの歳出についてご説明申し上げます。3款民生費は、同じく先ほど説明申し上げました物価高により厳しい状況にある新たな低所得世帯、または定額減税しきれないと見込まれる方に対し支援を行うための給付金、ならびに支給事務に伴う事務費を計上しております。給付金の対象世帯数および対象人数といたしましては、10万円を支給する世帯数が1,000世帯、こども加算として5万円を支給する児童数が150人、定額減税補足給付金の対象者数が1万7,800人を見込んでおるところでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照お願いいたします。

以上が議案第31号から第34号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〇議長(安藤克彦議員)

これから質疑を行います。

まず議案第31号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第32号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第33号について、質疑はありませんか。

13番、堤議員。

〇13番(堤理志議員)

ちょっと確認的な質問をさせていただきますけれども、2条関係は後期高齢者支援金に係る限度額を2万円引き上げて24万円、それから21条は軽減に関するもので、国の改正通知を確認しましたら5割軽減が29万円から29万5,000円、2割軽減では53万5,000円から54万5,000円となっているんですが、この21条に関してなんですが、これは軽減判定の基準が拡充されると、そういう解釈でいいものかこの点を確認させていただきたいと思います。

〇議長(安藤克彦議員)

森本健康保険課長。

〇健康保険課長 (森本陽子君)

軽減判定の基準が拡充いたしまして、低所得者の方の助けになる改正になっております。

〇議長 (安藤克彦議員)

堤議員。

○13番(堤理志議員)

低所得者の方に対して拡充、その世帯が拡充されるということになろうかと思います。 それで、国の改正通知を私も確認していたら、本条例にある22万円が24万円にっていうところがちょっと見当たらなかったんですよね。国の通知でそれがなくて、本町の条例にこれがのってきたというところで、これがどういうふうに理解したらいいのか、この辺り説明をいただきたいのと、併せて2条の関係で負担増になる世帯がどのくらいか。それから21条で軽減に該当する世帯がどのくらいか。この辺りをお聞かせいただければと思います。

〇議長(安藤克彦議員)

森本健康保険課長。

〇健康保険課長 (森本陽子君)

国の通知は官報の方にも載っておりまして、その部分を読み上げます。第56条の88の2第2項中、22万円を24万円に改めるということで記載があります。軽減の世帯の方ですけれども、5割の軽減世帯が5年度が738世帯だったものが6年度は763世帯で25世帯の増、2割軽減対象世帯が5年度は667世帯だったものが672世帯で5世帯の増になっております。

〇議長 (安藤克彦議員)

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第31号から議案第34号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第34号までの4件は委員会付 託を省略することに決定しました。

これから、議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第31号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから、議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第32号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専 決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから、議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第33号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから、議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第34号令和6年度長与町一般会計補正予算(第1号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発委第1号新図書館等複合施設整備に関する調査特別委員会の委員定数の変更についてを議題とします。ただ今議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

竹中議会運営委員長。

〇14番(竹中悟議員)

皆さんおはようございます。発委第1号新図書館等複合施設整備に関する調査特別委員会委員の定数の変更についての提案理由を説明いたします。本年4月21日執行の長与町議会再選挙の結果、議員が1名増となりました。当該議員を本特別委員会の委員として迎え、議長を除く全議員で複合施設の整備に関する調査に当たりたいので、委員定数を14名から15名に変更するものであります。以上が提案理由です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(安藤克彦議員)

これから質疑を行います。

発委第1号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員 会付託を省略します。

これから発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、発委第1号新図書館等複合施設整備に関する調査特別委員会の委員定数の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、特別委員選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、下町純子議員を新図書館等複合施設整備に関する調査特別委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、下町純子議員を新図書館等複合施設整備に関する調査 特別委員に選任することに決定しました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することに決定しました。

これにて会議を閉じます。

令和6年第2回長与町臨時会を閉会します。

(閉会 10時01分)